

一般社団法人茨城県病院薬剤師会個人情報管理規程

（目 的）

第1条 この規程は、一般社団法人茨城県病院薬剤師会（以下、「本会」という。）が定める「個人情報保護に関する基本方針」に従い、個人情報の適正な取扱いに関して本会の役員が遵守すべき事項を定め、これを実施運用することにより個人情報を適切に保護・管理することを目的とする。

（定 義）

第2条 この規程で定める用語の定義は、次の各号のとおりとする。

（1）個人情報

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）をいう。

（2）本人

「本人」とは、当該個人情報によって識別される、又は識別され得る、生存する特定の個人をいう。

（3）役員等

「役員等」とは、本会の理事、監事をいう。

（対象となる情報）

第3条 この規程の対象となる情報は、本会で保管するすべての個人情報であり、電子データ、文書データの別を問わない。

（適用範囲）

第4条 この規程は、すべての役員等に適用する。また、退任後においても在任中に取得・アクセスした個人情報については、この規程に従うものとする。

2 各種委員会委員、顧問及び本会の業務について委嘱又は依頼を受けた者が、本会の業務に従事する場合には、当該従事者は、この規程を遵守しなければならない。

3 前項の従事者を管理する立場にある者は、当該従事者に対し、この規程の遵守を確保するために必要な措置を講じなければならない。

（個人情報管理責任者）

第5条 本会における個人情報管理責任者は、総務部担当副会長とする。

2 個人情報管理責任者は、この規程等の適正な実施及び運用を図り、個人情報が外部に漏洩したり、不正に使用されたり、あるいは改竄されたりすること等がないように管理する責を負う。

（個人情報の取得）

第6条 個人情報の取得は、適法かつ公正な方法によって行い、偽りその他不正な手段によって取得してはならない。

2 個人情報を取得するときは、本人から取得しなければならない。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではない。

- (1) 法令等に定めがあるとき
 - (2) 本人の同意があるとき
 - (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき
 - (4) 出版、報道等により公にされているとき
- (利用目的及び個人情報の利用)

第7条 個人情報を取扱うに当たっては、本会の業務において必要な範囲であり、かつ本人から同意を得た利用目的の範囲内でなければならない。

(個人情報の提供)

第8条 法令で定める場合を除き、個人情報は第三者に提供してはならない。

2 前項の定めにかかわらず、本会の業務を遂行するために当該業務等の一部又は全部を第三者に委託する必要がある場合には、次に掲げる条件を満たす業務委託先に関し、本人が事前承諾した利用目的の範囲内において個人情報を当該業務委託先に対して提供できるものとする。

- (1) 社会通念上相当な事業活動を営む者であること
- (2) 個人情報の保護に関し、この規程と同等以上の規程を有し、かつその適正な運用及び実施がなされている者であること
- (3) 本会との間に、適正な内容の個人情報の保護に関する定めを締結し、これを遵守することが見込まれる者であること

3 前項の業務委託を行う場合は、事前に個人情報管理責任者による承諾を得なければならない。

4 本条第2項の定めに従い、個人情報を取扱う業務を第三者に委託した場合には、本会が当該業務委託先に課した個人情報の適切な管理義務が、確実に遵守されるよう適時、確認・指導するものとする。

(個人情報の正確性確保)

第9条 個人情報は、利用目的達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう管理運営しなければならない。

(安全管理)

第10条 個人情報管理責任者は、個人情報の安全管理のため、個人情報の不正アクセス、漏洩、滅失又は毀損防止に努めるものとする。

2 個人情報管理責任者は、必要に応じて個人情報の安全管理のため、必要かつ適正な措置を定めるものとし、当該個人情報を取扱う役員等に遵守させなければならない。

(役員等の監督)

第11条 個人情報管理責任者は、個人情報等の安全管理が図られるよう、個人情報等を扱う役員等に対して必要かつ適切な指導・監督を定期的に行わなければならない。

(個人情報等の消去・廃棄)

第12条 保有する必要がなくなった個人情報等については、直ちに当該個人情報を消去・破棄しなければならない。

2 個人情報の廃棄にあたっては、外部に漏洩しないよう、文書データについてはシュレッダー処理を、電子データについてはデータ消去を行わなければならない。なお、廃棄を外部業者に委

託する場合は、外部業者が確実に廃棄したことを確認したものとする。

(通報及び調査義務等)

第 13 条 役員等は、個人情報外部に漏洩していることを知った場合又はそのおそれがあると気づいた場合には、直ちに個人情報管理責任者に通報しなければならない。

2 個人情報管理責任者は、個人情報の外部への漏洩について役員等から通報を受けた場合には、直ちに事実関係を調査しなければならない。

(報告及び対策)

第 14 条 個人情報管理責任者は、前条に基づく事実関係の調査の結果、個人情報外部に漏洩していることを確認した場合には、直ちに次の各号に掲げる事項を関係機関に報告しなければならない。

ア 漏洩した情報の範囲

イ 漏洩先

ウ 漏洩した日時

エ その他調査で判明した事実

2 個人情報管理責任者は、関係機関とも相談のうえ、当該漏洩についての具体的対応及び対策を講じるとともに、再発防止策を策定しなければならない。

(自己情報に関する権利)

第 15 条 本人から自己の情報について開示を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるものとする。また、開示の結果、誤った情報があり、訂正又は削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるとともに、訂正又は削除を行った場合は、可能な範囲内で当該個人情報の受領者に対して通知を行うものとする。

(個人情報の利用又は提供の拒否権)

第 16 条 本会が既に保有している個人情報について、本人からの自己の情報についての利用又は第三者への提供を拒まれた場合は、これに応じるものとする。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 法令の規定による場合

(2) 本人又は公衆の生命、健康、財産などの重大な利益を保護するために必要な場合

(苦情の処理)

第 17 条 本会の個人情報の取扱いに関する苦情の窓口業務は、総務部会員管理担当が担当する。

2 個人情報管理責任者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備並びに支援を行う。

3 総務部会員管理担当は、適宜、個人情報管理責任者に苦情の内容について報告するものとする。

(改 廃)

第 18 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付 則

この規程は、平成 27 年 12 月 13 日から施行する。